

三井住友海上火災保険株式会社の36協定の見直し

(表中のカッコ内は目標限度時間)

対象社員		年間限度時間		特別条項を適用する場合の 年間限度時間	
		改定前	改定後	改定前	改定後
全域社員、地域社員、 営業・損害サポート社員、 アジャスター社員、 地域アジャスター社員、 シニア社員、特別社員	課長代理職 技術・医療課長代理職	240時間 (210時間)	300時間 (210時間)	350時間	540時間
	主任・担当職 技術・医療主任職 技術・医療担当職	210時間 (180時間)	300時間 (180時間)	350時間	540時間
アソシエイト社員		180時間 (150時間)	240時間 (150時間)	350時間	540時間